



監事監査報告書

令和 5 年 5 月 26 日

学校法人 長尾学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 小北 泰英 

監事 山口 正幸 

私立学校法第 37 条第 3 項及び寄付行為第 16 条の規定に基づいて、
令和 4 年度決算に係る、事業報告及び決算報告及び関係諸帳票、証拠書類並びに理事の業
務執行について監査したところ、下記の通り報告いたします。

記

1. 監査期間 令和 3 年度分 (令和 4.4.1 から令和 5.3.31 まで)
2. 監査資料 決算書 収支計算書 伝票 貯金通帳 固定資産物品台帳 請求書
受領書 各補助金収受明細書等

以上

以上監査結果、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠しており、学校法人の
業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実もなく、
学校法人 長尾学園の令和 5 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日を以って終了する会計年
度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。